

平成二十二年一月二十九日受領
答 弁 第 九 号

内閣衆質一七四第九号

平成二十二年一月二十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する鳩山由紀夫内閣の見解
に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のような事例は承知していない。

二から四までについて

檢察庁の調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。

五について

御指摘の者については、檢察当局において、法と証拠に基づき逮捕したものであり、御指摘のような「関係」はないものと承知している。

六について

平成二十一年度の檢察庁における調査活動費の予算額は七千五百十一万八千円であり、平成二十二年度予算において檢察庁の調査活動費として七千五百十一万八千円が計上されている。

七及び八について

検察庁における調査活動費が減少したのは、公安情勢が大きく変化したことなどにより、調査活動の方法等の見直しを行い、情報収集の多様化・効率化を進めたことなどによるものである。